

# 枕詞「あられ降り」のかかり方について

竹生 政資<sup>1</sup>, 西 晃央<sup>2</sup>

On the Role of the Makura-kotoba “Ararefuri”

Masasuke TAKEFU, Akihiro NISHI

## 要 旨

「<sup>あられ</sup>霰降り」(あるいは「霰降る」)は万葉集と風土記の中で用いられている枕詞で「鹿島」、「杵島」、「<sup>とほつあふみ</sup>遠江」、「遠つ大浦」などにかかる。このかかり方の理由として、通説では、霰の降る音が「カシマシ(やかましい)」ことから「鹿島(かしま)」という地名にかかり、また霰が降って「キシム」音をたてることから類音の「杵島(きしま)」という地名にかかり、あるいはまた霰の音が「トホトホ」と聞えることから「遠(とほ)」にかかると説明されている。

しかしこの説明を改めて再検討してみると、「カシマシ」と「キシム」の説明はよいとして、「トホトホ」の説明については、霰の音が果して「トホトホ」と聞えるものかどうか素朴な疑問が残る。また万葉集には、上で示した三つのかかり方のパターンのほかに、「霰降り板敢風吹き」という形で用いられている例がある。従来の解釈では、この歌の「霰降り」だけは「例外」で枕詞ではないとされてきた。しかしこのような取り扱い他多くの枕詞の解釈と一貫性がないように思われる。

そこで本論文では次のような解釈を提案する。まず「あられ降り」の「<sup>とほつあふみ</sup>遠江」へのかかり方として、従来のように「遠(とほ)」にかかるとするのではなく、「遠つ(とほつ)」にかかると考える。こうすると、霰が降って「戸を打つ」、すなわち「とうつ(戸打つ)」が類音によって「とほつ(遠つ)」にかかると見ることができる。実際、万葉集の例では「霰降りとほつあふみ遠江」、「霰降り遠つ大浦」など「霰降り」を受ける語はすべて「遠つ…」となっている。またこの解釈をとることにより、霰が降って家の戸を打つと「やかましい音」をたてることから「カシマシ」や「キシム」の解釈ともコンシステントになる。

一方、これまで「例外」とされてきた「霰降り板敢風吹き」の歌については、「板敢」を「いたかま」と訓み「ひどくやかましい」という意味に解釈する。こう解釈することで、「霰降り」をすべて例外なく枕詞と見なすことができるだけでなく、この枕詞がすべての場合に「やかましい」という共通の意味を背景にもつことが明らかになり、「枕詞」としてコンシステントな解釈が可能となる。

<sup>1</sup> 佐賀大学医学部地域医療科学教育研究センター

<sup>2</sup> 佐賀大学文化教育学部理数教育講座

## 1. はじめに

一般に枕詞は万葉集だけでなく風土記や古事記や日本書紀などの古代歌謡の中でも数多く用いられている。本論文で取り上げる枕詞「霰降り」(あるいは「霰降る」)は、万葉集に六例(通説では五例)、風土記に二例用いられている。問題はこの枕詞のかかり方であるが、すでに上の要旨にも述べたように、この枕詞がなぜ「鹿島」や「杵島」という地名へかかるのかについては、従来の解釈で特に問題はない。しかし、それ以外のかかり方については問題がある。次の第2節ではこれらの問題点について詳しく検討し、続く第3節でこれらの問題点を解決するために新しい解釈を提案する。

そこでまず、「霰降り」あるいは「霰降る」という表現を含むすべての例を示すことから始めよう。まず万葉集の六例の訓読文と原文を新日本古典文学大系のテキストにしたがって掲載する([1]、[2]、[3]、[4])。続いて、風土記の二例を新編日本古典文学全集のテキストにしたがって掲載する[5]。記載形式をそろえるため、内容に影響を与えない範囲で一部の表記を変更した。また訓読文の「霰降り」および原文の対応する箇所には下線を引き、後で参照しやすいようにすべての例に(1)から(8)の通し番号をつけた。

03/0385 霰降り 吉志美が岳を険しみと草取りかなわ妹が手を取る (1)

【原文】 霰零 吉志美我高嶺乎 険跡 草取可奈和 妹手乎取

07/1174 霰降り 鹿島の崎を波高み過ぎてや行かむ恋しきものを (2)

【原文】 霰零 鹿嶋之埼乎 浪高 過而夜将行 恋敷物乎

07/1293 霰降り<sup>とほつあふみ</sup> 遠江の吾跡川楊刈れどもまたも生ふといふ吾跡川楊 (3)

【原文】 丸雪降 遠江 吾跡川楊 雖苺 亦生云 余跡川楊

10/2338 霰降り 板取風吹き寒き夜や旗野に今夜我がひとり寝む (4)

【原文】 霰落 板取風吹 寒夜也 旗野尔今夜 吾独寐牟

11/2729 霰降り 遠つ大浦に寄する波よしも寄すとも憎くあらなくに (5)

【原文】 霰零 遠津大浦尔 縁浪 縦毛依十万 憎不有君

20/4370 霰降り 鹿島の神を祈りつつ皇御軍に我は来にしを (6)

【原文】 阿良例布理 可志麻能可美乎 伊能利都々 須米良美久佐尔 和例波伎尔之乎

常陸国風土記の香島郡の割注 (7)

【訓読文】 国俗の説に霰零る香島の国と云ふ

【原文】 風俗説云霰零香島之国

風土記逸文(筑紫国)の杵島郡 (8)

【訓読文】 霰降る 杵島の岳を さがしみと 草取りがねて 妹が手を取る こは杵島曲なり

【原文】 婀娜礼符縷 耆資麼能多塏塢 嵯峨紫弥台 区縷刀理我泥底 伊母我提塏刀縷 是杵嶋曲

以上の例をもとに枕詞に関連する部分だけを抽出してまとめたのが表1である。この表には枕詞、枕詞を受ける句、出典、参照番号が掲載されている。丸カッコの中は原文表記である。ここでひとつ注意したいのは、従来の解釈では万葉集の歌(4)の「霰降り」は「枕詞ではない」と見なされてきたことである。そのため従来の「霰降り」に関する枕詞の研究ではこの歌ははずして議論されてきた。例えば論文 [6] ではこの歌については触れられていないし、「万葉ことば事典」にもこの歌は「枕詞とは考えられない例」として別扱いされている [7]。しかし後に示すように、この歌の「霰降り」も他の歌の場合と同様「枕詞である」ことが明らかとなる。

枕詞 (原文)	枕詞を受ける句 (原文)	出典	参照番号
霰降り (霰零)	吉志美が岳を (吉志美我高嶺乎)	万葉集「03/0385」	(1)
霰降り (霰零)	鹿島の崎を (鹿島之埼乎)	万葉集「07/1174」	(2)
霰降り (丸雪降)	遠江の (遠江)	万葉集「07/1293」	(3)
霰降り (霰落)	板取風吹き (板取風吹)	万葉集「10/2338」	(4)
霰降り (霰零)	遠つ大浦に (遠津大浦尔)	万葉集「11/2729」	(5)
霰降り (阿良例布理)	鹿島の神を (可志麻能可美乎)	万葉集「20/4370」	(6)
霰降る (霰零)	香島の国 (香島之国)	常陸国風土記の香島郡	(7)
霰降る (姁邏礼符縷)	杵島の岳を (杵資麼能多埜塙)	風土記逸文の杵島郡	(8)

表1

表1からわかるように枕詞の訓みに関しては「霰降り」と「霰降る」の二通りがある。表1に示した八例中で訓みが確定しているのは一字一音で表記されている(6)と(8)のみで、そのほかは確定していない。例えば(1)の「霰零」という表記は「霰降り」(連用形)とも「霰降る」(終止形あるいは連体形)とも訓むことができる。いずれが正しいか(当時どのように訓まれたか)本当のところはわからない。「霰降り」と「霰降る」の二通りの訓みが存在することに関連して、遠藤宏氏は、この二通りの訓み方の差は大きく、「霰降る」と訓めば呪術的賛め詞としての要素をもつことになり、「霰降り」と訓めば賛め詞的要素は減少するか消滅することになると述べている [6]。しかし、本論文ではこのような訓み方の違いに関する議論や、二つの訓み方のうちいずれを採用すべきかといった抽象的(文学的)な議論には立ち入らない。本論文で問題にするのは、ただ枕詞のかかり方がどのような理由によるものかという具体的な問題についてだけである。

## 2. 通説の解釈における問題点

まず枕詞「あられふり」について「時代別国語大辞典上代編」の説明を見てみよう ([8], p.57)。ただし、説明文中の用例は表1の参照番号で置き換えて示した(以下も同様)。

- ①あられがふってカシマシ(やまかしい)の意で、地名カシマにかかる。用例は表1の(6)と(2)。
- ②アアレがふってキシムの意で、地名キシミにかかる。用例は表1の(1)。
- ③あられの降る音がトホトホと聞えるところから、遠<sup>とほ</sup>にかかる。用例は表1の(5)と(3)。

【考】②の例は、カシマとキシミの類似音をかけたとみることもできる。

同書はまた、上の③に関連して「とほ」という見出し項目を立て、以下のような説明を載せている ([8], p.500)。

擬声語。霰の降る音を表わす。用例は表1の(3)と(5)。

【考】枕詞アラレフリとの関連からトホを擬声語とみるのであるが、アラレフル音の意とする説もある。しかし、単独の場合はもちろん、複合語中でも上にオ列音がある場合のほかは、オトがトとなることは稀であるから、擬声語説の方がよい。

枕詞「あられふる」については次のように説明している ([8]、p.57)。

地名キシマにかかる (→あられふり②)。用例は表1の(8)。

最近の万葉集注釈書のうち、新編日本古典文学全集、講談社文庫版の万葉集、日本古典文学大系などはすべて上の解釈にしたがっている。新日本古典文学大系は(1)の「霰降り」については上の解釈と同じであるが、それ以外の「霰降り」については特にコメントしていない。

さて上の解釈の妥当性について詳しく検討してみよう。まず枕詞「あられふり」の解釈についてであるが、①と②については従来から特に異論は提出されていない。しかしながら、「かしまし」や「きしむ」という語（あるいはその派生形）は上代語としては確例をもたないという問題がある。「かしまし」については、間接的ながら次の例が知られている。万葉集の3880番歌の初句と二句は原文では「所聞多祢乃 机之嶋能」と表記されているが、これは通説では「香島嶺の 机の島の」と訓まれており、その根拠として新日本古典文学大系は次のように述べている（下線は筆者による） ([4]、p.63)。

初句「香島嶺」の原文「所聞多」は、地名「香島」に当てた表記。「聞く所多し」で、即ち「かしま (姦)」の意。既出「鳥が声のかしま (聞所) の海に」(三三三六) 脚注参照。

ちなみにこの歌は題詞に「能登国の歌三首」とある歌の一つであり、和名抄に「能登国能登郡加島」と記載されている現在の石川県七尾市の海浜付近（机島は石川県鹿島郡中島町瀬嵐の東南の小島）の歌だとされている ([4]、巻末の地名一覧の p.25、p.28)。

また時代は下るが、後の平安時代中期頃の文献には「かしまみ」や「きしみ」の語が明確な形で登場する。以下、岩波古語辞典から例を示す ([9]、p.297、p.369)。ただし、岩波古語辞典は「動詞」の見出し語として「連用形」が用いられているので注意を要する。

かしま・み【囀み】『四段』やかましく思う。「一・みて鳴戸の浦にこがれ出づる」〈更級〉

きし・み【軋み】『四段』《キシはキシリ・キシロヒなどのキシと同じで、擬音語。のちにギシミと濁音にもなる》固いものがすれ合って音を立てる。「にくきもの。．．．墨の中に、石のきしきしと一・み鳴りたる」〈枕二八〉

以上のことから、「かしまし」や「きしむ」という語は上代の文献史料には例をみないけれども、上に示した「所聞多祢（香島嶺）」という間接的な例や平安時代以降には（その派生形の）確例が登場することから、先にあげた枕詞「あられふり」に関する①と②の解釈については特に問題はないと考えてよいであろう。ちなみに上の岩波古語辞典で引用されている文献の成立年代は、更級日記が平安時代中期で1060年（康平3）頃、枕草子も同じく平安時代中期で994年（正暦5）頃とされている（小学館・スーパー・ニッポニカ2001）。

次に③の解釈について検討しよう。これについてはいくつか問題がある。まず第一に、霰の音が果して「トホトホ」と聞えるかどうかという素朴な疑問である。第二に、③の解釈は、①と②の解釈と少し矛盾しているように思われる。というのは、①と②の解釈が霰の音を「やかましい」音としているのに対して、「トホトホ」という音は比較的「静かな」音であり、あるいは「静か」とは言わないまでも決して「やかましい」音とは言えないからである。①と②と③の解釈は、枕詞「あられふり」をともに霰の降る「音の性質」に関連づけて解釈しようとするものであるから、この三つの解釈には音の性質に関する共通性がなければならない。しかし実際にはそうっていない。

第三に、もし③のような「擬声語」説をとるとすれば、万葉集、古事記、日本書紀、風土記などの枕詞の用例に照らして、この枕詞だけは「異例」なかかり方をしていると見なければならなくなる。遠藤宏氏は「擬声語」説を支持しつつもこの説には以下のような問題点があることを指摘している（〔6〕、p.129）。

擬声語説というのは、無論、霰の降る音がトホトホと聞えるところから「遠」に掛るとする『冠辞考』以来の考え方である。結果的には、この説が最も妥当であろうが、擬声語を介して被枕に続くというような枕詞の例は記紀、風土記を通じて見られない。万葉集においても「珠衣のさゑさゑしづみ」（4・五〇三柿本人麻呂）「あり衣のさゑさゑしづみ」（14・三四八一）の二例に過ぎない。但し序言葉の場合は、『冠辞考』で論拠として掲げられている「笹葉に 打つや霰の たしだしに」（記79）があり、万葉集では「朝開き入江漕ぐる梶の音のつばらつばらに」（18・四〇六五山上臣）がある。しかもこれらは全て地名に掛かってはいない。従って、枕詞の形（他例は全て「名詞+の」）、被枕、用例の存在などの面から見て当該例は異例的存在となる。

以上見てきたように、③の解釈には少なくとも三つの問題点がある。そのほかにも表1に挙げた(4)の歌の問題がある。この歌の初句の原文「霰落」は「霰降り」と訓まれており、表1のほかの例とまったく同じである。にもかかわらず、これまでこの歌の「霰降り」だけは「例外」で「枕詞ではない」とされてきた。これもまた「異例」である。このような枕詞の取り扱いは全体としてコンシステントな解釈とは言えないだろう。ただし、この歌の「霰降り」が枕詞として扱われていないのは、「霰降り」に続く「板敢風吹き」の「板敢」の訓みがまだ確定していないことに原因があるようにも思われる。実際、「板敢」はこのままでは解読困難であるため、従来行なわれてきた試みは、「敢」を「玖」や「聞」や「屋」や「暇」などの誤字と見なし「いたく」、「いたも」、「いたや」、「いたま」などと訓んだり、あるいは原文「板敢」のままで「いたま（板の隙間）」と訓んだりするもので、いずれも確たる根拠に乏しく諸説混沌として定説をみるには至っていない。一つ例として、新日本古典文学大系のこの歌（表1の(4)）の脚注を示す（〔2〕、p.550）。

第二句原文、西本願寺本「板敢風吹き」の「敢」は諸本同じであるが、「板敢」では解読困難。万葉考は「板玖」の誤字かと言い、「いたく」と訓んだ。古義は「板聞」の誤字と見て、「いたも」と訓む。その他の誤字説も肯首するに足るものはない。一案として、「板屋」の誤字かと想定してみた。「秋の収穫の為、田庄の小屋に居つたのが、何かの都合で、霰降る頃まで、延びた場合の歌であろう」（『私注』）と解される。「旗野」は、「大和国高市郡波多」（倭名抄）の郷の「野」であろうという。

しかし上の脚注にもあるように、原文「板敢」の「敢」の字は諸本に異同がなく、誤字の可能性はかなり低いことを考慮すると誤字説による問題解決には疑問が残る。

以上、「霰降り」のかかり方に関する通説の問題点について見てきたが、これらの問題点をすべて解決し、しかも表1の八例すべてについてコンシステントな解釈はないのだろうか。次の第3節ではこのような解釈が可能であることを示す。

### 3. 新しい解釈の提案

まず前節に示した③に代わって次のような解釈を提案する。新しい解釈では、枕詞「霰降り」を従来のように「遠(とほ)」にかかるとするのではなく「遠つ(とほつ)」にかかると見なし、「とうつ(戸打つ)」(霰が降って家の戸を打つ)が類音によって「とほつ(遠つ)」にかかると解する。すなわち、霰が降って家の戸を打っている状況のイメージから、「とうつ(戸打つ)」が類音「とほつ」を介して「遠つ」の語を連想させると解するのである。実際、表1で③のタイプに属する例は「霰降り遠<sup>とほつあふみ</sup>江」と「霰降り遠つ大浦」(表1の(3)と(5))であるが、この二例において「霰降り」に続く語は「遠江(遠つ淡海)」と「遠つ大浦」であり、ともに「霰降り」が「遠つ」へかかっていることが確認できる。また新しい解釈では、霰が降って家の戸を打つと「やかましい」音がするから前節の①と②の解釈ともコンシステントになる。

しかし、この解釈に対して次のような疑問をもつ人があるかも知れない。それは「とうつ(戸打つ)」の「と」が甲類の仮名、「とほつ(遠つ)」の「と」が乙類の仮名であり、いわゆる上代特殊仮名遣の「仮名違い」ではないかと。しかし、この点は以下にのべる理由によりほとんど問題ではない。というのは、橋本進吉氏が「古代国語の音韻に就いて」の中でこの「仮名違い」の問題について次のように述べているからである [10]。

… ともかくも今の所では絶対に例外がないということは出来ない。僅かばかりは例外があるのであります。殊にそれが仮名によって多少程度の差があるのでありまして、オ段の仮名の方が他のものに比べて比較的例外が多く、オ段の中でも「ト」という仮名には割合に例外が多いのであります。そうしてこれを歴史的に見ますと、平安朝に入るとその例外がますます多くなって来て、そうして醍醐、村上の御代になりますと、かような区別のあった痕迹も見えないのであります。恐らくは大体において奈良朝くらいまでで終り、平安朝になると区別がなくなったものと考えられます(ただしエだけは特別で、平安朝に入ってもその初期には区別があります)...

ここでは「と」の仮名は他の仮名に比べて「仮名違い」が特に多いことが述べられている。「と」の「仮名違い」の実例はいくらでもあげることができる。例えば、「時代別国語大辞典上代編」の「いと[甚]」の見出し項目を見ると、「いと」の「と」音が甲類の仮名で記載された例、乙類の仮名で記載された例、甲類か乙類か決定しがたい表記の例などがいくつも掲載されている([8]、p.85)。また同書の「とる[取・執・捕]」の見出し項目の【考】には「トは記紀歌謡においても甲乙の混乱がみられ、乙類の使用された例がまじる」と記載されている([8]、p.510)。念のため、今の問題と直接関連する「仮名違い」の例として、通常は甲類の「と」を表わす「戸」の文字が乙類の「と」の表記として用いられている例の一つ示そう([3]、p.58)。

11/2580 面形の忘るとあらばあづきなく男じものや恋ひつつ居らむ

【原文】 面形之 忘戸在者 小豆鳴 男士物屋 恋乍将居

通常は「門」や「戸」を意味する「と」は甲類であり、甲類の「と」を表わすには「刀」、「戸」、「門」などの仮名文字が用いられる。一方、助詞の「と」は乙類であり、乙類の仮名文字としては「等」、「与」などが用いられる。上の2580番歌の原文「忘戸」は、「忘ると」と訓めば「戸」は助詞の「と」であるから、乙類の「と」を甲類の仮名文字を用いて表わしていることになり、いわゆる「仮名違い」となる。ちなみに、最近の注釈書はこの「仮名違い」の問題を避けるためにこぞって誤字説あるいは別訓みを展開している。「戸」を「佐」の誤字と解したり（新日本古典文学大系〔3〕、p.58）、新編日本古典文学全集〔11〕、「手」の誤字と解したり（日本古典文学大系〔12〕）、また「忘戸」のまま「忘れへ」と訓み〔「へ」は未詳。食器の意か〕とコメントしているものもある（講談社文庫本の万葉集〔13〕）。いずれが正しいか本当のところはわからないけれど、すでに上で指摘したように、「と」の音はもともと「仮名違い」が最も多いことで知られているものであり、素直に認めて原文どおり「忘ると」と訓んでよいと思う。上代特殊仮名遣の「法則」は、しょせん数学の定理や物理学の法則などとは次元の異なるものであり、もともと完璧でないものを完璧であるかの如く見せかけようとするれば例外が出てくるたびに「こじつけ」を重ねなければならず、結果として歌の心を読み取るという本来の目的から乖離してしまうことになるのではなかろうか。

ともあれ、「仮名違い」が重要となるのは校訂や語源や語句の意味などの考察においてであり、少なくとも今問題にしている「類音」による枕詞のかかり方に関する議論では「仮名違い」はほとんど問題にはならない。というのは、枕詞のかかり方の理解のためには「類音」であることだけが重要あり、「同音」である必要は必ずしもないからである。実際、前節の②の解釈では「キシマ（杵島）」を「キシム（軋む）」の「類音」として説明しており、ここでは「マ」と「ム」の音の違いは「類音の範囲内」としてまったく問題にされていない。この「マ」と「ム」の違いに比べれば、甲類の「と」と乙類の「と」の音の違いなどほとんど無きに等しく、このことは上で引用した橋本進吉氏の記述にも見られるように、甲類と乙類の仮名の区別が平安時代以降に完全に消え去ってしまうことから明らかであろう。

さて、残されたもう一つの提案に移ろう。第1節に掲載された2338番歌（表1の(4)）の第二句の原文にある「板敢」についての新しい解釈の提案である。すでに第2節で述べたように、多くの注釈書は原文の「敢」を誤字だと見なすが、この字は諸本とも異同なく誤字の可能性はかなり低い。したがって、本論文では誤字説によらず原文のまま解釈可能な次の説を提案したい。それは、二句原文の「板敢」を「いたかま」と訓み「ひどくやかましい」という意味の副詞句と解する提案である。「いたかま」の語形は上代語としては例を見ないけれども、「いた」（非常に）も「かま」（やかましく、うるさいさま）もともに「時代別国語大辞典上代編」の見出し語に掲載されている上代語である。もし「板敢」が「いたかま」と訓めるとすると、2338番歌の初句と二句は「霰降りいたかま風吹き」となり、これを「いたかま」の部分重複させて前半部「霰降りいたかま」と後半部「いたかま風吹き」に分け、前半部は「霰が降ってひどくやかましい」、後半部は「ひどくやかましく風が吹きつける」と解すると、この歌の「霰降り」もほかの例と同様「枕詞」として解釈できるようになる。さらに第2節で示した①の「鹿島」や②の「杵島」へのかかり方とも密接に関連することになり、すべての場合において枕詞「霰降り」のかかり方の本質が霰の「やかましい音」にあることが明らかとなる。そこで、以下では「板敢」が「いたかま」と訓める根拠、そしてその意味が「ひどくやかましい」である根拠について確認していくことにしよう。

まず「板敢」の訓みについて考える。「板敢」は万葉集中ほかに例のない表記であり、「義訓」（例えば「あかとき（暁）」を「鶏鳴」と表記するたぐい）の可能性も考えられるが、古来多くの人々が試みて適切な訓みが得られなかったのであるから、ここでは「義訓」の可能性はひとまず置き、正攻法の訓み方である「訓字」または「音字」のいずれかによって訓むことにする。まず「板」の訓みについては、万葉集

中に「板」の表記を含むものが八例あるが(当該歌は含めない)、すべて「訓字」として「いた」と訓まれているから、当該歌でもとりあえず「いた」と訓んでおこう。次に「敢」の訓みであるが、万葉集中に「敢」の表記を含むものが八例あり(当該歌は含めない)、「かくや嘆かむ(可久夜歎敢)」(901番歌)の一例だけは「音字」で「かむ」と訓まれ、残り七例はすべて「訓字」で「堪<sup>あ</sup>ふ」(動詞「堪えてがまんする」または補助動詞「終わりまで持ちこたえる」の意)の活用形として訓まれている。したがって、当該歌でも「かむ」と音読みするか、あるいは「あふ」という下二段活用動詞の活用形として訓読みするか、いずれかの訓みを採用することにしよう。そうすると、問題の「板敢」の訓みとしては、「いたあふ」、「いたあへ」、「いたかむ」の三通りが考えられる。しかし、このいずれも「霰降り」と「風吹き」の間に置いたとき歌の句として意味をなさないことがわかる。

そこでもう一度「敢」の訓みについて再検討してみよう。上に示した例のうち「敢」の字を「音字」として用いている「かくや嘆かむ(可久夜歎敢)」の歌について調べると、「敢」の字音は呉音・漢音ともに「カン」であるが([14], p. 773)、「ン」の音は上代には存在しないから「ン」に近い音の「む」として訓まれ、結果として「敢」が「かむ」と訓まれている。しかし「ン」に近い音は「む」だけでなく「ま」や「も」も考えられるから、「敢」の訓みとしては「かま」や「かも」なども考えられる。実際そのように訓まれた実例があることを示そう。「山口県の地名」に大島郡美敷郷に関する次の記述がある([15], pp. 34-35)。

#### 美敷郷

「和名抄」高山寺本・刊本ともに「美敷」と記し、いずれも訓を欠く。

遠江・安房・美濃・安芸・筑前の諸国にみられる「壬生郷」や、参河国の「美夫郷」と同音であろうとする考えから、この郷も「みふ」と読むのではあるまいかとする説が有力である(日本地理志料、防長地名淵鑑)。しかし平城宮出土木簡に、「周防国大嶋郡美敢郷凡海阿耶男御調塩二斗 天平十七年」「周防国大嶋郡美敢郷田部小足調塩二斗 天平十七年□□」「周防国大嶋郡美敢郷凡海直薩山御調尻塩」とあって、ともに「美敢郷」と記されているところから、「和名抄」が記載するときに「美敷」と誤写したか、あるいは平安時代に入って郷名が一字改められたかのどちらかであろう。

現東和町の内入・外入の「入」は、郷名「美敷」の遺名であろうとする考えから、「防長地名淵鑑」は「家室西方村字下田と舟越以東の各村古郷域なり」とし、東和町域を郷域に比定しているが、諸書もほぼこれに一致する(日本地理志料、山口県文化史)。

和名抄には周防国大島郡に属する郷として屋代郷、美敷郷、務理郷の三つが記載されている。そのうち美敷郷の所在地について明治時代以降に考証された結果をまとめたものが上の引用文である。古代の周防国大島郡は、現在の山口県柳井市と愛媛県松山市の間に位置する屋代島とその周辺のいくつかの小島からなり、現在の山口県大島郡周防大島町にあたる。屋代島は瀬戸内海に浮かぶ島々のうち第三の面積をもつ大きな島で、古事記の国生み神話にも「大島」として見え、万葉集の3634番歌にも「可太の大島(可太能於保之麻)」として見える。

「山口県の地名」(上の引用文)は、美敷郷の所在地として屋代島の東側に位置する東和町を比定する説を支持しているが、これは平城宮出土木簡が発見される以前の考察結果であり、現存する地名「入(にゅう)」が和名抄の記す郷名「美敷(みふ)」の音にわずかに類似することを根拠にしたものである。平城宮から出土した三つの木簡とともに異同なく「美敢」と明記されている以上、少なくとも奈良時代には大島郡に「美敢郷」が存在していたことは疑いの余地はなく、その所在地についても「美敷(みふ)」ではな



く「美敢（ミカン）」の音をもつ地名を比定すべきであろう。ちなみにインターネット上で公開されている奈良文化財研究所の木簡データベースで検索してみると、上記の三例のほかに「周防国大嶋郡美敢郷美敢里酒人部麻志調塩三斗 天平七年九月」も存在することがわかった。これにも「美敢」と記載されている。

和名抄は誤字や脱落が多いことで有名であるから、おそらく「美敷」の「敷」は「敢」の誤字であろう。屋代島の中で「ミカン」に近い音をもち、かつ慶長15年（1610）の検地帳に記載されている古い村名を「山口県の地名」の中から探すと、ただ一つだけ「三蒲（みがま）村」が存在する。この村名は永禄9年（1566）10月の松尾寺文書に「三蒲郷」と見え、それ以前から存在していた古い地名であることがわかる（[15]、p. 49）。なおこの村は、現在の山口県大島郡周防大島町の大字地名である東三蒲と西三蒲の前身にあたり、現在でも地名「三蒲」は「みがま」と呼ばれている。したがって、奈良時代の周防国大島郡の「美敢郷」の遺称地はこのあたりである可能性がきわめて高く、もしそうだとすれば「美敢」は「ミカン」ではなく「みがま」と訓むべきことになる。

本論文のテーマから少しはずれるが、ここで大島郡の残り二つの郷、屋代郷と務理郷の所在地についても考察しておこう。まず屋代郷については「山口県の地名」が

現大島町の東<sup>ひがし</sup>屋代・西<sup>にし</sup>屋代は郷名「屋代」の遺名で、大島町一帯を郷域に比定することで、諸書はほぼ一致している（日本地理志料、大日本地名辞書、防長地名淵鑑）。

と述べているように所在地は確定している（[15]、p. 34）。問題は残された務理郷の所在地であるが、これについて「山口県の地名」は次のように述べている（[15]、p. 35）。

郷の範囲については、「大日本地名辞書」は「今島末の諸村なるべし。森村存す。蓋森の訛にして、今平野と併せ、森野と改む」として、現東和町の森<sup>もり</sup>辺りを想定しているが、現久賀町<sup>くか</sup>を中心に現<sup>たちばな</sup>橋町の日前<sup>ひくま</sup>・土井<sup>どい</sup>・油良<sup>ゆら</sup>にわたる地域を比定する説が有力である（防長地名淵鑑、山口県文化史）。しかし、いずれにしても、さしたる根拠があつてのことではない。

ここで「山口県の地名」は、「さしたる根拠があつてのことではない」と断りながら、務理郷の所在地として「現久賀町を中心に現橋町の日前・土井・油良にわたる地域」を比定する説を「有力」と結論している。しかしこの地域には「ムリ」という音に近い地名は存在しない。一方、「大日本地名辞書」が指摘する森村の「森（もり）」という地名は慶長15年（1610）の検地帳にも記載されている古い地名で、務理郷の「務理（むり）」と非常に近い音をもっており、こちらの説の方が常識的に考えてもはるかに有力である。にもかかわらず、「山口県の地名」がこの説を有力としないのは、美敷郷を現東和町の内入・外入あたりの地域に比定する説をとったため、森村がこの地域の中に含まれることになり矛盾するからである。しかし、すでに上で述べたように、平城京出土木簡の記載に基づいて和名抄の「美敷郷」を「美敢郷」と改めてこれを元大島町（現在は周防大島町）の東三蒲・西三蒲あたりに比定すれば矛盾は生じない。すなわち、屋代郷は元大島町の東屋代・西屋代あたり、美敢郷は元大島町の東三蒲・西三蒲あたり、務理郷は元東和町の森あたりに比定するのである。そうすれば地形的に見ても、屋代島を三つの地域に大きく区分するにあたり、まず屋代島を東西の真中あたりで二つに区切り、東側を「務理郷」とし、面積の広い西側をさらに飯の山、文殊山、嘉納山、嵩山（あるいは源明山）の北西から南東に走る山脈で区切り、東北部を「美敢郷」、南西部を「屋代郷」とすると地理的にもバランスのとれた行政区分ができあがる。おそら

く古代の区分もこれに近かったであろう。なお、最近発行された「日本古代史地名事典」の周防国大島郡の項でも、三つの郷の所在地については上に述べたのとほぼ同じ比定がなされている [16]。

『和名抄』は「於保之末」と訓じる。屋代・美敷・務理の三郷で構成される。平城宮木簡には美敢郷とあり、美敷は誤写かと思われる。(途中略)。郡域は島全体、各郷は屋代が現在の周防大島町小松を中心とする地域、美敢が周防大島町三蒲を中心とする地域、務理が周防大島町森ないし地家室を中心とする地域に当てられよう。(以下略)

以上見てきたように、地名として「美敢」が「三蒲 (みがま)」と訓まれていることから、奈良時代には「敢」の字が単独では「かま」と訓まれていたことがわかる。上の地名では「がま」と濁音になっているが、これは「み (美)」と「かま (敢)」が結合して「みかま」となる際に濁音化して「みがま」となったものであろう。こうして「カン」の字音をもつ「敢」という表記が奈良時代に「かま」と訓まれた可能性のあることが実際の史料から裏付けられた。

ついでに「敢」の表記は「かま」のほかにも「かも」と訓まれた可能性もあることを示しておこう。和名抄は美作国<sup>ましま</sup>真島郡に美甘郷を記している。「甘」の字音は「敢」と同じく呉音・漢音ともに「カン」であるが ([14], p.1180)、「美甘」は「みかも」と訓まれている。これについて「岡山県の地名」は次のように書いている ([17], p.66)。

<sup>みかもごう</sup>  
美甘郷

「和名抄」高山寺本に「三賀毛」の訓がある。旭川の支流<sup>しんじょう</sup>新庄川上流域の二つの盆地、現<sup>まにわ</sup>真庭郡美甘村美甘から新庄村新庄にかけての地域に比定される。「三代実録」貞観十七年 (八七五) 三月二九日条に美作国<sup>ましま</sup>従五位下御鴨神が従五位上に昇叙された記事がある。御鴨神は現<sup>むしのみのだん</sup>新庄村虫身壇にある御鴨神社にあたる<sup>みかも</sup>とする説もあり、もと新庄川の川上の<sup>みやぐら</sup>宮座山の山上に鎮座したが、応永二六年 (一四一九) 山麓の地に移転したという (真庭郡誌)。中世には郷名を継ぐと考えられる美甘庄があった。

この「美甘」という地名については、和名抄の美甘郷を引き継ぐ中世美甘庄の遺称地である美甘村が現存しており、「美甘」を「みかも」と訓むことは疑いない。したがって、ここで「カン」の字音をもつ「甘」の字が「かも」という音表記に用いられた実例があることを知る。一方、万葉集中に「甘」の字が用いられている例が八例あり、すべて「かむ」と訓まれている。内訳は、「甘南備 (神なび)」が五例、「甘嘗備 (神なび)」が一例、「僧半甘 (法師は泣かむ)」が一例、「汝毛半甘 (汝も泣かむ)」が一例である。

以上で得られた結論をまとめると次のようになる。「敢」の字は、字音は「カン」であるが、和語の「かむ」または「かま」を表わす「音字」として用いられている。また、「甘」の字も同じく字音は「カン」であるが、和語の表紀としては「かむ」または「かも」の音字として用いられている。したがって、古代における「敢」と「甘」の訓みについては、少なくとも「かむ」、「かま」、「かも」の三つの可能性があることを念頭に置くべきであることが結論づけられる。

ここで話を元に戻すと、上で得られた結論から、「板敢」の訓みとしては、「いたかむ」、「いたかま」、「いたかも」の三通りの可能性があることになる。しかし、この三つのうち2338番歌 (表1の(4)) の内容とコンシステントなのは「ひとくやかましい」という意味をもつ「いたかま」だけであることが以下の考察によって明らかとなる。

まず「いた」という上代語について「時代別国語大辞典上代編」の説明を引用しよう ([8], p.77)。

いた〔甚・痛〕〔副〕程度のはなはだしいことをいう。非常に。たいへん。第一例以外はイタモスベナシの慣用語の例ばかりである。「天飛む軽の少女伊多泣かば人知りぬべし波佐の山の鳩の下泣きに泣く」(記允恭)「我が思う心伊多もすべなし」(万三七八五)「春花の移ろふまでに相見ねば伊多もすべなみ」(万三九七八)「思ひあまりいた痛もすべなみ」(万一三三五)「天地の神をぞ吾が祈むいた甚もすべなみ」(万三二八四)

【考】イタは、「御心一速比給はじと」(祝詞鎮火祭)「伊知之路久出でぬ」(万三九三五)「伊都之男健」(記神代)「稜威<伊都>」(神代紀上)などのイチ・イツなどと同根で、極度であり痛切であり他にぬきんでている意の形状語というべき語であろう。第一例は、イヤ・シバ・ヒタなどと同類の用法で、かならずしも副詞として独立したものとはいいいにくいし、また一方ではイタブル・イタシ・イタムなどを派生する語基でもある。同源の語の中ではイトの方が副詞の機能をうけもっている。→いと〔甚〕

続いて「かま」および「かまし」という上代語に関する同書の説明を引用する([8]、pp.217-218)。

かま〔囂〕形状語。やかましく、うるさいさまを表わす。

「薦御膳之時、蠅甚多鳴、其声大囂、天皇勅云、蠅声甚囂、因曰囂郷、今謂蒲田郷訛也」(肥前風土記神埼郡)「誼可万美寸之」(最勝王経音義)「鳥歌 誼」(遊仙窟陽明本)「聶森加万々々志」(新撰字鏡)「囂カマカマシ」(名義抄)

【考】第一例の「囂」はカマビスシ・カマミスシとも訓める。豊後風土記では「大囂」にアナミスと訓注がある(→あな〔痛])「ひさかたの天の香具山斗迦麻邇さ渡る鶴」(記景行)のトカマニを鋭くやかましく鳴き渡るくぐい、と解する説もある(→とかま)。――し・一ひすし・と一に→かまし・みすし

かまし〔囂〕(形)やかましい。騒々しい。「蒲田郷、同天皇行幸之時、御宿此郷、薦御膳之時、蠅甚多鳴、其声大囂、天皇勅云、蠅声甚囂、因曰囂郷、今謂蒲田郷訛也」(肥前風土記神埼郡)

【考】例文は蒲田の地名の起源説話であるが、そこから形容詞カマシの存在が推定される。宇津保・落窪・源氏など、平安時代の物語や日記にしばしば見える「あなかま」という語は、感動詞アナとこのカマシの語幹カマとから成ったものと思われ、それによれば、このカマシはク活用であったと推定される。なお、遊仙窟陽明本に「鳥歌 誼」と見える形容詞カマビスシは、当時は多くは「誼可万美寸之」(最勝王経音義)「譚カマミスシ」(図書寮本名義抄)「譚 威」(石山寺本大唐西域記長寛点)などと、ク活用でカマミスシという形で見える。カマミスシは、このカマシと、「大囂譚阿那美須」(豊後風土記大野郡)から推定されるク活用形容詞ミスシとが複合して生まれたものであろう。→かま〔囂〕

上の説明の中で述べられている「あなかま」について岩波古語辞典の説明を以下に示す([9]、p.42)。

あなかま『感』《アナは感動詞。カマはカシカマシ・カマビスシのカマに同じ。人の話し声のうるささや、話の内容の不快さが神経にさわった時、話を止めさせようとするこば。大体同輩か目下に使う》ああ、うるさい。「夜の声(泣声)はおどろおどろし。一」<源氏夕顔>。「妻ノ愚痴二」一や」<源氏明石>

以上の説明から、上代語として「いたかま」の語形は例を見ないけれども、「いた」および「かま」の形では見えること、また時代は下るが平安時代には「あなかま」の形が見えること、さらに先に示したように2338番歌(表1の(4))の「板敢」という表記が「いたかま」と訓みうること、などの理由から平安時代の「あなかま」と似た意味の「いたかま」という表現が万葉時代に存在していたと推測することは可能であろう。もしこのように訓むことが許されるとすれば2338番歌の訓読文は次のようになる。

10/2338 霰降り いたかま風吹き 寒き夜や 旗野に今夜 我が独り寝む

この訓み方では二句の「いたかま風吹」が八文字の「字余り」になる。しかし母音「い」を含むので本居宣長の「字余りの法則」には反しない。なおこのように訓むことで、「いたかま」が前の「霰降り」という枕詞を受けて「霰が降ってひどくやかましい」という意味を表わすだけでなく、次の「風吹き」につながって「ひどくやかましく音をたてて風が吹いている」という意味を表わすことになる。

あるいは、ここの「霰降り」は形式的な枕詞であり、実際にやかましい音をたてて霰が降っている実景を表現したものではなく、あくまでも作者がこの歌で表現したいのは単に「風がはげしい音をたてて吹いていること」だけであると解すべきかも知れない。というのは、万葉集中に

02/0153 いさなとり 近江の海を 沖離けて 漕ぎ来る船 辺つきて 漕ぎ来る船 沖つ權 いたくなはねそ 辺つ權 いたくなはねそ 若草の 夫の 思ふ鳥立つ

の例があり([1], pp. 121-122)、びわ湖に鯨(いさな)がいるはずもないのに「近江の海」を受ける枕詞として「いさなとり(鯨魚取)」が用いられているからである。この例から枕詞はいつでも実景を表わしているわけではないことがわかる。

#### 4. おわりに

本論文では枕詞「霰降り」(あるいは「霰降る」)のかかり方について検討を行ってきた。その結果は次のとおりである。第一に、「鹿島」や「杵島」という地名へのかかり方については、通説のとおり霰が降って「カシマシ」あるいは「キシム」ことによると解するのが妥当であること。

第二に、霰の降る音が「トホトホ」と聞えるところから「遠(とほ)」にかかるとする通説の解釈には少なくとも四つの問題点があること。これらの問題点を解決するために、「霰降り」を従来のように「遠(とほ)」にかかるとするのではなく「遠つ(とほつ)」にかかると見なし、霰が降って家の戸を打っている状況のイメージから、「とうつ(戸打つ)」が類音「とほつ」を介して「遠つ」にかかるとする新しい解釈を提案した。この解釈は霰が降って家の戸を打つとやかましい音がするので「カシマシ」や「キシム」の解釈ともコンシステントである。

第三に、2338番歌の初句「霰降り」はほかの例と同じ形をしているにもかかわらず従来この歌だけ「例外」で枕詞ではないと見なされてきたが、二句の原文「板敢」を「いたかま」と訓むことによりこの歌の「霰降り」も枕詞と見なすことができるようになったこと。そればかりでなく、かかり方についてもほかの「霰降り」と同じく「やかましい」という意味を共有しており、表1のすべての「霰降り」(あるいは「霰降る」)について「枕詞」としてコンシステントな解釈が可能となった。

以上、本論文で提案された解釈が果たして妥当なものであるかどうか、多くの方々のご批判を仰ぎたい。

## 5. 参考文献

- [1] 「萬葉集一」、新日本古典文学大系、岩波書店、p. 252、1999年。
- [2] 「萬葉集二」、新日本古典文学大系、岩波書店、p. 136、p. 165、p. 550、2000年。
- [3] 「萬葉集三」、新日本古典文学大系、岩波書店、p. 93、2002年。
- [4] 「萬葉集四」、新日本古典文学大系、岩波書店、p. 413、2003年。
- [5] 「風土記」、植垣節也、新編日本古典文学全集、小学館、pp. 388-389、pp. 528-529、1997年。
- [6] 遠藤宏、霰降り鹿島の神—枕詞をとおして見た防人歌の発想—、『国語と国文学』、第59巻11号、pp. 123-133、1982年。
- [7] 「万葉ことば事典」、青木生子・橋本達雄監修、大和書房、pp. 50-51、2001年。
- [8] 「時代別国語大辞典上代編」、三省堂、2005年。
- [9] 「岩波古語辞典補訂版」、岩波書店、1990年。
- [10] 「古代国語の音韻に就いて」、橋本進吉、岩波文庫、p. 80、1980年。
- [11] 「萬葉集③」、新編日本古典文学全集、小学館、p. 221、1995年。
- [12] 「萬葉集三」、日本古典文学大系、岩波書店、pp. 202-203、1960年。
- [13] 「万葉集原文付全訳注（三）」、中西進、講談社文庫、p. 54、1981年。
- [14] 「大字源」、角川書店、1992年。
- [15] 「山口県の地名」（日本歴史地名大系36）、平凡社、2004年。
- [16] 「日本古代史地名事典」、雄山閣、p. 695、2007年。
- [17] 「岡山県の地名」（日本歴史地名大系34）、平凡社、1988年。